

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
職種	茶華道指導員
採用予定人数	茶道及び華道を各 1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、児童生徒に対して、茶道又は華道の指導を行う。
応募資格	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、茶華道指導員の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	月 4 時間以内の範囲で、相談の上、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬：月額 11,500 円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・茶華道指導員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

持参又は郵送による応募

応募書類を送付いたしますので、下記へご連絡ください。

愛媛県立今治東中等教育学校事務室 電話 0898-47-3630